新型コロナウイルス感染症に対する町の対策

新型コロナウイルス対策支援策や相談窓口の最新情報は、町ホームページに掲載しています。 ▶**芳賀町ホームページ** (トップページト「いざというときに(新型コロナウイルス関連情報)」を ご覧ください。) https://www.town.tochigi-haga.lg.jp



個人対象 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免

固税務課町民税係 ☎028(677)6013

感染拡大防止のため、電話でご相談ください。

減免の対象となる保険税等 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

減免割合 保険ごとに減免の割合が異なりますので、お問い合わせください。

※前年の所得の状況によっては、減免の要件に該当していても、減免されない場合があります。

対象年度 令和3年度分の保険税等であって、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までのもの

象 次の1または2の要件に該当する世帯

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、 次の要件すべてに該当する世帯
 - ①事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - ②減少することが見込まれる事業収入等以外の所得の合計額が400万円以下であること
 - ③前年の世帯合計所得が1.000万円以下であること
- ※事業収入等……営業収入・農業収入・不動産収入・山林収入・給与収入
- 注1) 主たる生計維持者とは、原則世帯主を指します。
- 注2)介護保険料は、2の要件について①と②のみで判断します。

申請期限 令和4年3月31日(木)

|低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金

・問子育て支援課児童福祉係 ☎028(677)1333

詳細については、町ホームページをご覧ください。

支給額 児童一人当たり一律5万円

※令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)が該当 (ひとり親世帯以外については、令和4年2月末までに生まれた新生児等を含みます。)

支給対象

【ひとり親世帯】

①令和3年4月分の 児童扶養手当受給者の人

申請不要

②公的年金等を受給していること により、令和3年4月分の児童扶 養手当の支給を受けていない人

③新型コロナウイルス感染症の影 響を受けて家計が急変するなど 収入が児童扶養手当を受給して いる人と同じ水準となっている人

申請が 必要です。

※令和4年 2月28日(月)

【ひとり親世帯以外】

児童の主たる養育者で、令和3年度住民税が非課税の人または新 型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が急変し、住民税非 課税相当の収入となった人(ひとり親世帯分の受給者を除きます。)

①令和3年4月分の児童手当ま たは特別児童扶養手当の受 給者で住民税非課税の人

申請不要

②①以外の人 例) 高校生のみ養育している人

収入が急変した人 公務員

申請が必要です。 ※令和4年 2月28日(月)期限

新型コロナウイルス感染症対策 個人事業者等支援事業費補助金

固商工観光課商工観光係 ☎028(677)6018

対象 町内に住所を有する個人事業者と町内に主 たる事業所を有し、事業を営む小規模事業者

内容 店舗整備、設備導入、販路開拓、新製品の開 発など経営向上に必要な事業費に補助金を 交付します。

補助金額 対象事業経費の2分の1※上限50万円

新型コロナウイルス感染症 飛沫防止対策事業費補助金

固商工観光課商工観光係 ☎028(677)6018

対象 町内に住所を有する個人事業者と町内に主 たる事業所を有し、事業を営む小規模事業者

内容 飛沫感染の防止を目的に設置するパネル、つ い立、スクリーン等の購入及び設置費用に対 し補助金を交付します。

補助金額 対象事業経費の2分の1※上限5万円

新型コロナウイルス感染症 対策資金融資

固商工観光課商工観光係 ☎028(677)6018

対象 町内に事業所を有し、引き続き1年以上事業 を営み、前年の売上高が前々年に比較して 10%以上減少しているなど、売り上げが減少 している事業者 (要件有)

運転資金に対して融資を行います。

融資限度額/1.000万円、融資期間/7年以 内、融資金利/1.0%、町補助金/信用保証 料は全額補助・利子補給は3年間全額補助

栃木県の各種支援事業

■栃木県地域企業応援一時金

支給限度額 中小法人等 20万円 個人事業者 10万円

9月30日(木)

・問県地域企業応援一時金サポートセンター☎028(666)7111

■飲食店への感染防止対策認証制度「とちまる安心認証」 感染防止対策を実施している飲食店を栃木県が 認証し公表することで、県民の皆さんが安心してお 店を利用していただく取り組みです。

間とちまる安心認証事務局 ☎028(341)9715



対象/町内在住、在勤者 ※購入時に、在住、在勤確認のため、身分証明書を確認します。

申し込む

購入希望の人は7月19日 朝刊折込のチラシに付属す るはがきに、必要事項を記 入し、お申し込みください。 ※お一人2セット(20.000円) まで

※8月2日(月)消印有効

引換券が届く

8月下旬、当選者宛て 「購入引換券」が送付され ます。



引き換える

指定の時間に会場へお越 しください。引き換えには 運転免許証など身分証明が 必要です。

〇引換日時 9月5日(日) 9:00~17:00

〇場所 町商工会

園町商工会 ☎028(677)0144

4 広報はが 令和3年7月号